

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	連載：担い手⑧ 国勢調査員のなり手不足とその対応 －令和7年国勢調査の担い手の確保に向けて－
著者 / 所属	古賀 雅士 / 総務委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	471号
刊行日	2024-12-10
頁	167-177
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20241210.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

連載：担い手⑧

国勢調査員のなり手不足とその対応

— 令和7年国勢調査の担い手の確保に向けて —

古賀 雅士

(総務委員会調査室)

1. はじめに
2. 調査員の現状
 - (1) 調査員の業務内容と調査の回答方法
 - (2) 調査員の身分と待遇
 - (3) 調査員の任命状況
3. 調査員の確保及び事務負担の軽減に向けた取組
 - (1) 統計調査員確保対策事業（昭和47年度～）
 - (2) 令和7年調査において予定されている取組
4. おわりに

1. はじめに¹

国勢調査は、統計法（平成19年法律第53号）に定める基幹統計調査²として、国内に住む人や世帯（外国人も含む）の実態を把握し、国や地方公共団体の各種行政施策の基礎資料を得ること³を目的として5年ごとに実施している統計調査である⁴。

国勢調査は、統計法第5条により総務大臣が実施する責任を負っており、その具体的な

¹ 本稿は、令和6年11月21日現在の情報による。なお、参照URLも、同日に確認を行った内容に基づく。

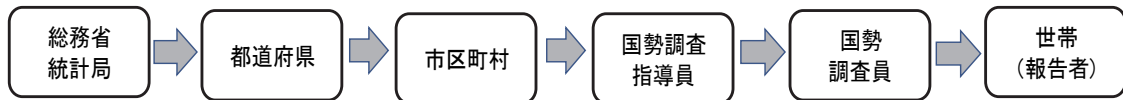
² 統計法では、国勢統計、国民経済計算その他の行政機関が作成する統計のうち総務大臣が指定する特に重要な統計を「基幹統計」として位置付けており、その作成を目的とする統計調査を「基幹統計調査」としてしている（統計法第2条）。

³ 国勢調査の結果は、公的部門だけではなく、民間企業等においても将来の需要予測や店舗等の立地計画などの企業経営に幅広く活用されている。また、大学等の学術・研究機関では、社会・経済の実態や動向に関する実証的な研究などに利用され、それに基づいて政策提言などが行われている。

⁴ 第1回調査は大正9（1920）年に行われ、令和7（2025）年の次回調査は第22回目の調査となる。西暦の末尾が0の年に統計法第5条第2項本文の規定に基づく国勢調査（いわゆる大規模調査）、末尾が5の年に同項ただし書きの規定に基づく簡易な方法による国勢調査（いわゆる簡易調査）を実施している。大規模調査と簡易調査の差異は主として調査事項の数にある。

事務は総務省統計局が担当する。実地調査に関する事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく「法定受託事務」と位置付けられており、都道府県・市区町村が担当する。

図表 1 国勢調査の体制



(出所) 総務省統計局ウェブサイト「令和2年国勢調査に関するQ&A（回答）」（問2-1）〈<https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/qa-2.html>〉を基に筆者作成

国勢調査において、調査関係書類の配布・回収など、統計調査の円滑な実施と統計の正確性を確保する上で重要な役割を担うのが国勢調査員⁵（以下「調査員」という。）である。近年では、個人情報保護意識の高まりによる統計調査に対する協力意識の低下、オートロックマンションや単身世帯の増加等に伴う面接困難世帯の増加など、統計調査をめぐる環境は一層厳しさを増している。さらに、調査員の高齢化、精神的負担の増加等により、地方公共団体は国勢調査の「担い手」となる調査員を確保することが難しくなっており、その確保策が課題となっている。

本稿では、調査員の現状を概観するとともに、調査員確保策としての「統計調査員確保対策事業」、令和7（2025）年の国勢調査（以下「令和7年調査」という。）で予定されている調査員の確保策及び調査員の事務負担の軽減に向けた主な取組について紹介する。

2. 調査員の現状

（1）調査員の業務内容と調査の回答方法

調査員の業務は、主に、①調査員説明会に参加、②担当地域の確認、③調査についての説明と調査書類の配布、④回答確認リーフレットの配布と調査票の回収（インターネットによる回答（以下「オンライン回答」という。）や郵送による回答をした世帯は除く。）、⑤回収した調査票の整理と提出、とされている⁶。

国勢調査は、全世帯について現住所で調査を実施する必要があることから、調査員が各世帯の居住状況を確認した上で、調査票等の調査関係書類を各世帯に配布している。配布

⁵ 国勢調査員の法令上の設置根拠は、統計法第14条及び国勢調査令（昭和55年政令第98号）第6条第1項に規定されている。

⁶ 総務省統計局「国勢調査2025」ウェブサイト〈<https://www.kokusei2025.go.jp/chosain-recruit/>〉

された世帯は、オンライン回答⁷、郵送による回答⁸、調査員提出⁹のいずれかの方法で回答することになっている。調査世帯が不在などで会えない場合は、国勢調査令に基づき調査員が近隣の者等から必要な情報の聞き取りを行う¹⁰ほか、地方公共団体が保有する行政記録等を活用する¹¹ことで全ての世帯の調査を行うこととしている¹²。また、調査員が何らかの理由で業務を行えない場合は、調査員を指導する立場の国勢調査指導員¹³が調査員の代わりにを務める場合もある。

前回の令和2（2020）年の国勢調査（以下「前回調査」という。）では、新型コロナウイルス感染症の流行下での実施となったことから、総務省は、地域の実情に応じて、世帯と調査員が対面しない非接触の調査方法を導入した¹⁴。非接触の調査方法では、調査関係書類を手渡しではなく、郵便受けやドアポストなどに入れて配布することを基本とし、調査員が世帯に対して行う説明等の会話はインターホン越しに行うこととした¹⁵。調査票の回収については、調査員による回収は原則行わず、オンライン回答又は郵送による回答を世帯に求め、調査員と世帯の接触を可能な限り回避するようにした。

前回調査及び平成27年調査の回答方法別の割合は**図表2**のとおりである。

⁷ オンライン回答は、ICTの進展や正確かつ効率的な統計の作成と国民の負担軽減・利便性の向上を図る観点から、平成27（2015）年の国勢調査（以下「平成27年調査」という。）から全国で導入されている（後述3.（2）ア参照）。

⁸ 郵送による回答は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）の施行（平成17年4月1日全面施行）などによる世帯の個人情報保護意識の高まりや共働き世帯の増加などによる昼間不在世帯の増加への対応として、平成22（2010）年の国勢調査（以下「平成22年調査」という。）から導入されている。当初は、地方公共団体での受付としていたため、仕分け作業等が長期化し、市区町村の審査等に支障を来した。そのため、平成27年調査からは、民間事業者による郵送一括受付が導入されている。ただし、それぞれの地域の実情を勘案し、市区町村ごとの選択制となっている（総務省統計局統計調査部国勢統計課「令和7年国勢調査の実施に向けた主な検討課題参考資料（案）」（令和7年国勢調査有識者会議（第1回）（令3.12.22）配付資料）5頁）。

⁹ 調査員が各世帯を訪問し、調査票の配布及び回収を行う「調査員調査」という調査方法は、大正9年の第1回調査から実施している。調査員調査は、調査票回収時に、調査員が調査票の記入状況を確認することで、より正確な回答を得ることができる利点があるが、国勢調査の場合、国内に常住する全ての人・世帯を対象として全国一斉に実施する大規模な調査であるため、一時期に多くの調査員を動員する必要がある（水澤知洋「国勢調査の100年（2）—いまを知る。その積み重ねが未来をつくる—〈調査方法の変遷〉」『統計』（日本統計協会、第70巻第12号（令元.12））82頁）。

¹⁰ 国勢調査令第9条第2項

¹¹ 前回の令和2（2020）年の調査の際、調査員による近隣住民等からの聞き取り調査ができなかった場合、地方公共団体が保有する住民基本台帳から転用することができるとする通知が発出された（『読売新聞』（令2.10.22））。

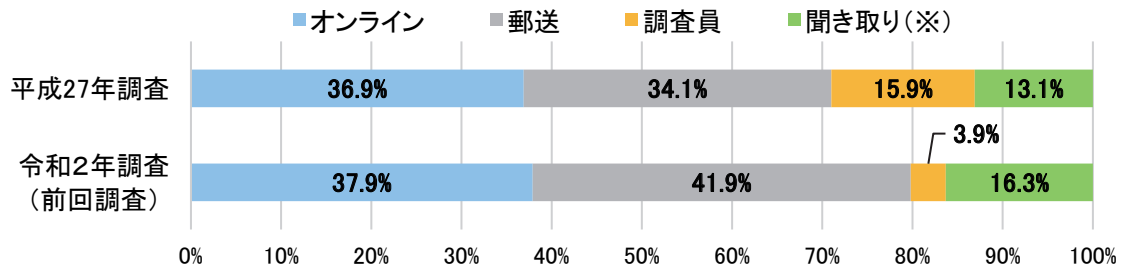
¹² 「松本総務大臣閣議後記者会見の概要（令和6年9月17日）」〈https://www.soumu.go.jp/menu_news/kaiken/01koho01_02001376.html〉

¹³ 国勢調査指導員の法令上の設置根拠は、統計法第14条及び国勢調査令第6条第1項に規定されている。国勢調査指導員は、調査員に対する指導、調査票その他調査関係書類の検査及びこれに附随する事務を行っている。なお、身分・処遇については、調査員と同一である。

¹⁴ 非接触の調査方法を導入したのは、1,345市町村（77.3%）、導入しなかったのは396市町村（22.7%）となっている（総務省統計局統計調査部国勢統計課「令和2年国勢調査概要」（令和7年国勢調査有識者会議（第1回）（令3.12.22）配付資料）4頁）。

¹⁵ 従来、調査員が行っている男女別の世帯員数の事前聴取は、非接触の調査方法においては、行わないことも可能とした。

図表2 国勢調査の回答方法別割合



※国勢調査令第9条第2項による近隣住民等からの聞き取り調査
 (出所) 総務省統計局統計調査部国勢統計課「令和2年国勢調査概要」(令和7年国勢調査有識者会議
 (第1回)(令3.12.22)配付資料)8頁を基に筆者作成

(2) 調査員の身分と待遇

調査員は、市区町村長からの推薦に基づき総務大臣が任命している¹⁶(国勢調査令第6条第2項)。任命期間中は、非常勤の国家公務員の身分を有している。

調査員は、その業務の特殊性から、一般の公務員とは異なり、営利事業への関与の制限は受けず、営利事業に従事しながら調査員活動を行うことができるとされている¹⁷。

調査員には、調査活動に従事した対価として報酬(調査員手当)が支払われ、担当する調査区数等により報酬金額が異なる¹⁸。

調査員が活動中に災害(交通事故など)に遭った場合には、国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号)に基づき、公務災害補償費が支給される。

また、調査員には守秘義務が課されており、調査対象から報告された内容や、その他調査活動を通じて知り得た秘密を漏えいしてはならないとされている(統計法第41条第1号)。秘密を漏えいした場合には、「2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する」旨の罰則が定められている(統計法第57条第1項第2号)。

(3) 調査員の任命状況

国勢調査の実施は5年に一度の臨時的なものであることから、調査員は調査の都度任命されることとなる。そのため、調査員の候補者の選考は、調査の都度、各市区町村がそれぞれ行っている。調査員として必要な資格はなく、前回調査では、①責任を持って調査の事務を遂行できる者であって、原則として20歳以上の者、②秘密の保護に関し、信頼のお

¹⁶ 大正9(1920)年の第1回国勢調査から昭和55(1980)年の国勢調査までは内閣総理大臣の任命、昭和60(1985)年から平成12(2000)年の国勢調査までは総務庁長官の任命、平成17(2005)年以後の国勢調査は総務大臣の任命となっている(水澤知洋「国勢調査の100年(3)－いまを知る。その積み重ねが未来をつくる－<国勢調査員>」『統計』(日本統計協会、第71巻第1号(令2.1))65頁)。

¹⁷ 調査員は一定の期限に限って臨時的に任命されるものであり、一般職の国家公務員が受ける制約等をそのまま課すことは適当でないことなどから、人事院規則14-8(営利企業の役員等との兼業)第6項等により、営利事業への関与を制限する国家公務員法(昭和22年法律第120号)第103条等の規定は適用されず、営利事業に従事しながら調査員活動を行うことができるとされている(総務省政策統括官(統計基準担当)「統計調査員の量・質の確保・向上に関する手引き」(令和元年5月1日改正)4頁)。

¹⁸ 調査員手当として、1調査区当たり4万円程度の報酬が支払われている(内閣府「令和6年度第32回国策戦略特区ワーキンググループヒアリング(議事録)」(令6.9.25)7頁 渡邊総務省統計局統計調査部国勢統計課課長補佐発言)。

ける者、③警察に直接関係のない者、④選挙に直接関係のない者、⑤暴力団員その他の反社会的勢力に該当しない者、が選考要件¹⁹となっている²⁰。

国勢調査は、世帯を単位として調査を行っており、我が国の世帯数は大正9（1920）年の第1回調査から一貫して増加（大正9年：約1,122万世帯、令和2年：約5,583万世帯）していることから、必要となる調査員数も大幅に増加している（大正9年：約26万人²¹、令和2年：当初予定人数は約70万人）。しかしながら、前回調査の際の調査員数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などの影響もあり、予定していた調査員数を大幅に下回る約61.4万人（調査員充足率87.6%）であった²²。

前回調査における調査員の選考方法別の割合を見ると（図表3参照）、85.9%が民間からの登用で、そのうち自治会等の推薦が最も多く59.2%を占めており²³、以下、登録調査員（後述3.（1）参照）9.5%、公募9.1%と続いている。調査員の選考に際しては自治会等の推薦に頼っているのが現状である。また、民間以外では、市町村等の職員が任命された割合が14.1%であり、全体として自治会等の推薦に次いで多い数字となっている。過去3回の調査において市町村等の職員が調査員に任命された割合は増加傾向となっており、必要な調査員が確保できていない市町村等が、不足分の多くを職員から充てているとされている²⁴。

図表3 過去3回の調査における調査員の選考方法別割合

調査年	民間					市町村等の職員
	公募	登録調査員	自治会等の推薦	その他		
平成22年	91.7%	11.4%	10.3%	59.8%	10.2%	8.3%
平成27年	89.9%	10.1%	10.5%	59.7%	9.6%	10.1%
令和2年 (前回調査)	85.9%	9.1%	9.5%	59.2%	8.1%	14.1%

（出所）総務省統計局統計調査部国勢統計課「令和2年国勢調査実施状況（実査編）」（令和2年国勢調査有識者会議（第8回）（令3.6.29）配付資料）13頁及び総務省統計局統計調査部国勢統計課「国勢調査員の選考状況」（平成27年国勢調査の企画に関する検討会（第1回）（平23.6.21）配付資料）2頁を基に筆者作成

¹⁹ 調査員の選考に際し、市区町村の税務関係職員は、調査票が徴税の資料として利用されるとの誤解を招く懸念から、調査員の業務に従事することは避けることとされていたが、地方分権改革における地方からの提案により、令和2年の前回調査から、税務関係職員も調査員として従事することが可能となるよう要件が緩和されている（「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和元年12月23日閣議決定）15頁）。

²⁰ 総務省統計局ウェブサイト「令和2年国勢調査に関するQ&A（回答）」（問7-2）〈<https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/qa-7.html>〉

²¹ 総務省統計局「国勢調査100年のあゆみ」（令元.10）5頁〈https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/ayumi/pdf/ayumi_all.pdf〉

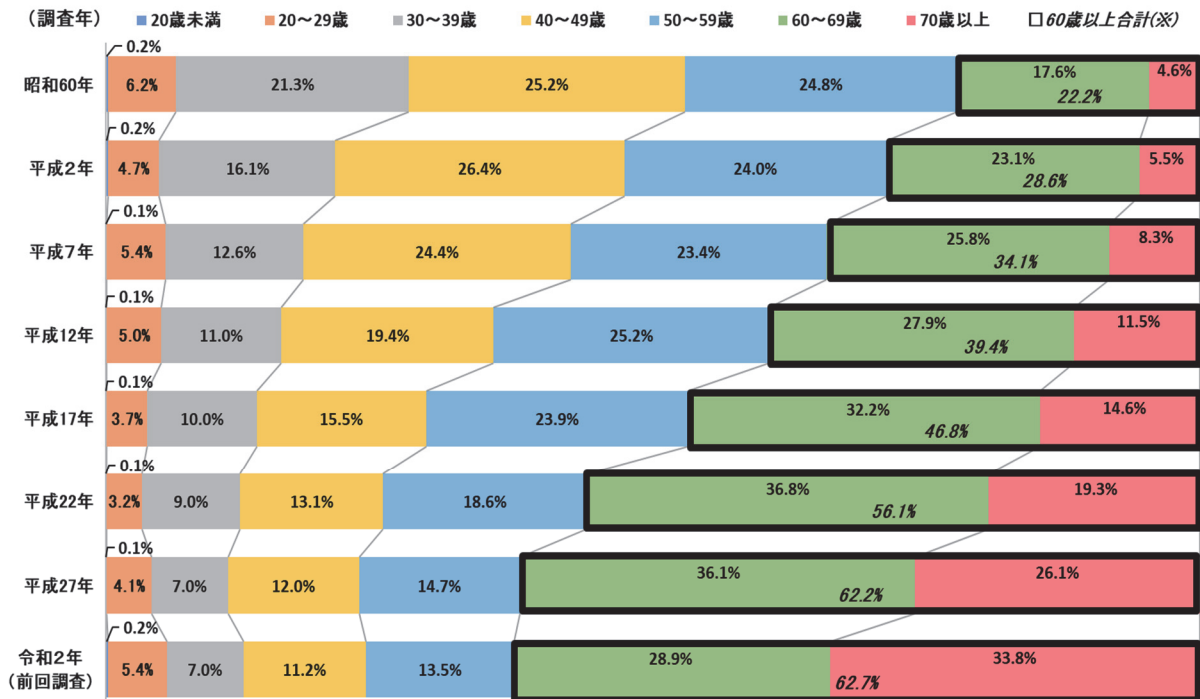
²² 平成27年調査における調査員充足率は94.8%となっている（総務省統計局統計調査部国勢統計課「令和7年国勢調査における郵送配布方式の導入について（案）」（令和7年国勢調査有識者会議（第5回）（令6.5.28）配付資料）1頁）。

²³ 調査員が調査を正確かつ安全に行うためには、調査地域の地理等に明るい者を配置することが有効であることから、自治会・町内会など地域の支援を受けて調査員を選考することが多いとされる（水澤知洋「国勢調査の100年（2）－いまを知る。その積み重ねが未来をつくる－〈調査方法の変遷〉」『統計』（日本統計協会、第70巻第12号（令元.12））82頁）。

²⁴ 『中日新聞』（令2.10.20）、『日本経済新聞』（令6.9.17）

また、昭和60（1985）年の国勢調査（以下「昭和60年調査」という。）以降における調査員を年齢階級別に比較すると（図表4参照）、60歳以上の割合が、昭和60年調査では22.2%であるのに対し、前回調査では62.7%となっている。特に70歳以上の割合は、平成22年調査では19.3%、平成27年調査では26.1%、前回調査では33.8%と急激に増加しており、調査員の高齢化が進んでいることが見てとれる。

図表4 調査員の年齢階級別割合（昭和60年調査以降）



※「60歳以上合計」については、「60~69歳」の割合と「70歳以上」の割合を足し合わせたもの
 (出所) 総務省統計局統計調査部国勢統計課「令和2年国勢調査実施状況(実査編)」(令和2年国勢調査有識者会議(第8回)(令3.6.29)配付資料)13頁及び総務省統計局統計調査部国勢統計課「国勢調査員の選考状況」(平成27年国勢調査の企画に関する検討会(第1回)(平23.6.21)配付資料)1頁を基に筆者作成

調査員の高齢化や、なり手不足が顕現している中、島根県が行った調査²⁵では、令和12(2030)年の国勢調査の際の調査員確保見込みとして、県内19市町村のうち、14市町村(人口比率で97.6%)で、「国が想定する配置基準では確保することが困難」との回答が示された。また、現状の統計調査の課題として、近年は60歳で退職する人が少なく、新しい調査員の候補者が少ないこと、オートロックマンションや昼間不在の家が多く、調査世帯との面会が困難であること、個人情報保護や防犯意識の高まりにより、調査員が警戒され、回答拒否が増加していること、外国人世帯の増加に伴い、多言語での対応が必要であること、名簿作成のための各世帯への訪問や調査票の対面での手渡しなどアナログな作業が多いこと、調査員報酬が低いことなどが挙げられている。

²⁵ 島根県「統計調査員に関する市町村実態調査」(令和6年6月26日公表) <<https://www3.pref.shimane.jp/houdou/articles/161658>>

3. 調査員の確保及び事務負担の軽減に向けた取組

前述のとおり、調査員の高齢化や、なり手不足が深刻な状況にある中、統計調査の担い手を確保するため、調査員の確保のための取組とともに、調査員の事務負担を軽減する取組が求められる。以下では、調査員の確保策として総務省が実施している統計調査員確保対策事業、令和6年10月の統計委員会の答申「諮問第185号の答申 国勢調査の変更について」（以下「答申」という。）を踏まえ、令和7年調査において予定されている調査員の確保策及び事務負担の軽減に向けた主な取組を紹介する。

（1）統計調査員確保対策事業（昭和47年度～）

国が実施する統計調査に際して統計調査員²⁶の選任が困難となっている状況を改善するため、総務省（当時は行政管理庁）は、昭和47年度から統計調査員確保対策事業²⁷を実施している²⁸。

当該事業は、あらかじめ統計調査員希望者（あらかじめ統計調査員となる意思を有する者）を「登録調査員」として登録し、統計調査員の確保に資するとともに、その資質の向上を図ることを目的としている。国（総務省）は、登録調査員に対して研修（登録調査員中央研修、都道府県別登録調査員研修）を実施し、都道府県及び市区町村は、統計調査員希望者の募集・登録、統計調査員通信²⁹等の発行・配布、「統計調査員のしおり」³⁰の配布、登録調査員に対する研修を実施することで、必要な統計情報の提供及び実務知識の付与を行っている。

しかしながら、統計をめぐる調査環境は、個人情報保護意識の高まりによる統計調査に対する協力意識の低下や、居住形態及び生活形態の変化に伴う面接困難世帯の増加などから、一層厳しさが増大している。このため、統計調査員は調査の協力確保のための説明等に多くの時間を費やすことや、夜間に調査を実施せざるを得ないなど、統計調査員の業務負担の増加がその確保を難しくしており、令和5年度末時点で、約40%の都道府県で登録調査員数が登録基準数³¹を下回っている³²。

²⁶ ここでいう「統計調査員」は、国勢調査における調査員のほか、基幹統計調査に従事する統計調査員を含む。

²⁷ 当該事業に令和6年度当初予算で約6,300万円が計上されている（総務省「2024年度行政事業レビューシート（統計調査員対策事業）」）。

²⁸ 当初は、大都市圏を中心として統計調査員の確保の困難さが増していたことから、東京都、愛知県及び大阪府の3都府県（全域）を対象として開始されたが、その後、対象地域を順次拡大し、平成22年度には、全市区町村を対象を拡大している。

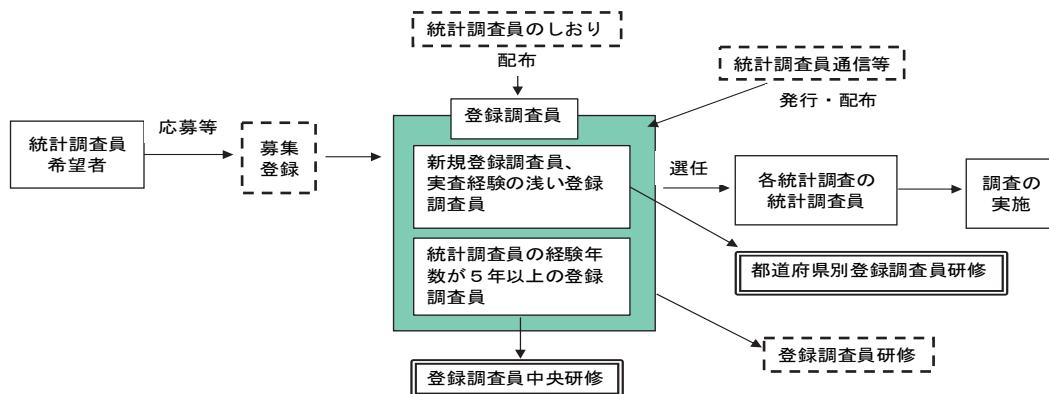
²⁹ 「統計調査員通信」とは、統計調査に関する実務的な情報や統計調査員の活動などについて掲載した刊行物。

³⁰ 「統計調査員のしおり」とは、統計調査の仕組みや統計調査員の役割・仕事内容について、正しい知識を持って活動することができるよう解説した刊行物。

³¹ 「登録基準数」とは、「統計調査員確保対策事業実施要領」において、原則、市町村における経済センサス活動調査の調査区数に2分の1を乗じて得た数とされている（総務省「2024年度行政事業レビューシート（統計調査員対策事業）」）。

³² 総務省「2024年度行政事業レビューシート（統計調査員対策事業）」

図表5 統計調査員確保対策事業（イメージ図）



注1) 〓内は、総務省政策統括官（統計制度担当）が実施する事業である。
 注2) - - -内は、都道府県又は市区町村が実施する事業である。

（出所）総務省ウェブサイト<https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/2-5-1.htm>を基に筆者作成

（2）令和7年調査において予定されている取組

ア オンライン回答率を高めるための更なる取組

ICTの進展、正確かつ効率的な統計の作成、報告者の回答負担の軽減や利便性の向上、調査員の調査票回収事務の効率化³³といった観点を踏まえ、平成27年調査から、オンライン回答が全ての市区町村で導入されている³⁴。

前回調査では、新型コロナウイルス感染症の流行下での実施となったことから、オンライン回答の積極的な推進が図られたものの、オンライン回答率は37.9%にとどまり、平成27年調査の36.9%に比しても大きな伸びは見られなかった（前掲図表2参照）。また、地方公共団体からは、調査業務軽減のため、オンライン回答率を高める対策の検討について要望が示されていた³⁵。さらに、政府の「公的統計の整備に関する基本的な計画³⁶」（令和5年3月28日閣議決定）では、今後5年間で、基幹統計調査におけるオンライン回答の割合について、世帯系調査では5割以上を目指して、システムの改善等に取り組むこととされている。

これらを踏まえ、総務省は、令和7年調査において、オンライン回答率を高めるため、オンライン調査システムの機能改善策として、同システムにQRコードからのログイン機能の追加³⁷やパスワード再発行機能の追加などを予定している。さらに、オンライン回答ができる環境を有していない世帯や、環境を有するが操作に不安を抱える世帯を支援するため、高齢者世帯が多い地域を中心に、地域に密接した施設（郵便局等）へのオン

³³ 調査員にとっては、オンライン回答をした世帯には調査票を回収するために再度訪問する必要がなくなり、調査票回収業務の負担が軽減される。
³⁴ 平成22年調査では、東京都全域をモデル地域として先行的に導入した。
³⁵ 総務省統計局「令和2年国勢調査 実施状況報告の概要（地方公共団体）」（令和7年国勢調査有識者会議（第1回）（令3.12.22）配付資料）2頁
³⁶ 統計法第4条に基づき、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、おおむね5年ごとに策定している。
³⁷ QRコードからのログインでは、新たにID・アクセスキーが自動的に入力される機能を新規に追加することで、報告者負担を軽減させることとしている。

ライン回答支援ブースを設置するなど、環境整備を推進するとしている³⁸。

イ 集合住宅の管理会社等への調査員業務委託の更なる利用促進に向けた検討

近年、都市部を中心にオートロックマンションが増加しており、調査員による調査が困難な場合が多くなっている。そこで、調査の円滑な実施及び調査員確保対策にも資することから、平成27年調査より、集合住宅や社会福祉施設等について、マンション管理会社や運営法人等に調査員業務の委託を可能とする仕組みが導入されている³⁹。

前回調査では、集合住宅の管理会社等への委託契約件数は全国で985件⁴⁰となっており、社会福祉施設及び病院への委託契約件数の実績である1万70件と比較すると、まだ活用の余地があるとされていた。また、地方公共団体からは、現行の制度（市区町村から集合住宅の管理会社等への個別契約）では、契約事務に時間が掛かるため、契約事務の簡素化（国等から集合住宅の管理会社等への一括業務契約の制度の導入）などについて要望が示されていた⁴¹。

こうした中、総務省は試験調査において、国（総務省）と集合住宅管理会社等との間における調査員業務委託の一括契約について検証を行い、その結果、一括契約の場合、市区町村において、「柔軟な調整ができないなど、スケジュール管理がより煩雑になる」、「現場での柔軟・迅速な対応に支障がある」との状況が確認された⁴²。

調査結果を踏まえ、令和7年調査では、業務委託の契約主体は従来どおり実地調査を担う地方公共団体とした上で、総務省において、地方公共団体の業務負担の軽減の取組を更に検討することとしている⁴³。具体的には、地方公共団体に対して、契約締結までの手順書や契約書のひな形を示すなどの取組、管理会社に対しては、業務委託専用マニュアルの作成や、世帯一覧や要図を電子化し、業務の効率化を図るなどの取組を検討している⁴⁴。

ウ 調査員記入項目（「世帯の種類」及び「住宅の建て方」）の変更

前回調査では、調査票を紙媒体で提出する場合（調査員に対して提出する場合、又は郵送により提出する場合）、調査票欄の「世帯の種類」及び「住宅の建て方」については、調査員が記入する項目として扱われていた⁴⁵。

しかしながら、地方公共団体が調査員の確保に苦慮する中、調査員の事務負担の軽減の観点から、調査員記入項目が含まれる調査票の在り方について見直しを求める要望が

³⁸ 答申7頁

³⁹ 国勢調査令第12条の3

⁴⁰ 令和3年5月末時点において、都道府県からの報告に基づき取りまとめた件数（総務省統計局統計調査部国勢統計課「令和7年国勢調査の実施に向けた主な検討課題参考資料（案）」（令和7年国勢調査有識者会議（第1回）（令3.12.22）配付資料）9頁）。

⁴¹ 第145回人口・社会統計部会議事録（令6.8.1）3頁 菊地総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官発言

⁴² 答申8頁

⁴³ 答申8頁

⁴⁴ 第145回人口・社会統計部会議事録（令6.8.1）3頁 菊地総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官発言

⁴⁵ 「世帯の種類」については、従前から調査員記入項目として位置付けられていた。一方、「住宅の建て方」については、平成22年調査までは、報告者が記入することとなっていたが、平成27年調査において、「現在の住居における居住期間」及び「5年前の住居の所在地」を調査事項に追加したことに伴い、報告者負担の軽減の観点から、調査員記入項目に変更されている。

地方公共団体から示されていた⁴⁶。また、前回調査においては、調査員が世帯ごとに両調査項目を調査票に記入した上で、関係書類とともに、報告者に配布していたが、その際に調査票の配布の誤りが多発していた。

これらを踏まえ、総務省は試験調査において、両調査項目を報告者記入に変更することについて検証を行い、特段支障がないことが確認されたことから、令和7年調査では、調査員記入項目としていた両調査項目をオンライン回答する場合と同様に⁴⁷、報告者の回答事項に変更するとしている⁴⁸。

エ 調査方法の変更（郵送配布方式の導入）

国勢調査の結果は、選挙区の区割りや地方交付税の配分基準、市区町村など地域単位での計画立案等に幅広く活用されており、正確な調査結果の提供が必要不可欠とされている。そのため、国勢調査では、現住所で調査を実施し、調査員が担当地域の全世帯を漏れや重複なく現地で確認した上で調査関係書類を配布することを原則としている⁴⁹（調査員調査）。

しかしながら、オートロックマンション等では、調査員による面接が困難な場合が多く、事務負担増加の要因になっていること等を踏まえ、地方公共団体からは、調査関係書類の郵送配布について要望が示されていた⁵⁰。

こうした中、総務省は試験調査において、調査関係書類を郵送により配布する「郵送配布方式」の導入について検証を行い、その結果、オートロックマンション等の集合住宅の多い地域において、督促を複数回実施することで郵送配布方式でも調査員調査と同程度の回収状況の確保が見込まれることが判明した。

調査結果を踏まえ、令和7年調査では、試行的に一部の地域（関東近郊の一部の市区町村）において、オートロックマンション等の集合住宅で構成される調査区に限定して、日本郵便株式会社が提供する「特別あて所配達郵便」⁵¹のサービスを利用し、郵送配布方式を導入することが予定されている⁵²。

オ 広報の充実・強化

国勢調査は、外国人を含む国内に住む全ての人を対象として実施される最も基本的な調査であり、オンライン調査の促進や公的統計に対する国民の理解増進を図る上でも重要な役割を担うものとされている。

総務省は、オートロックマンションや昼間不在世帯の増加等による調査環境の悪化や、前回調査のオンライン回答率が4割弱（前掲図表2参照）にとどまっていることを踏ま

⁴⁶ 総務省統計局「令和2年国勢調査 実施状況報告の概要（地方公共団体）」（令和7年国勢調査有識者会議（第1回）（令3.12.22）配付資料）2頁

⁴⁷ オンライン回答の場合、両調査項目は報告者記入項目となっている。

⁴⁸ 答申3頁

⁴⁹ ただし、前回調査では、新型コロナウイルス感染症の流行下での実施となったことから、地域の実情に応じて、調査対象者に接触しない形での調査方法（非接触の調査方法）が導入された。

⁵⁰ 総務省統計局統計調査部国勢統計課「令和7年国勢調査における郵送配布方式の導入について（案）」（令和7年国勢調査有識者会議（第5回）（令6.5.28）配付資料）1頁

⁵¹ 「特別あて所配達郵便」とは、受取人の住所又は居所が記載され、かつ、受取人の氏名が記載されていない郵便物をその住所又は居所に届けるサービス。

⁵² 答申4頁

え、令和7年調査の広報戦略として、①調査の重要性等の理解促進・回答促進、オンライン回答の促進を重点テーマとした上で、大規模な広報（テレビCM等）の引き続きの活用と世帯の属性に応じた柔軟なデジタル広報（若年層に効果的な動画配信サービスの活用等）の実施、②令和6年の事前周知時と令和7年の調査実施時の2年にわたる契約で一貫性のある広報の実施を予定している⁵³。その中で、調査員確保対策として、フルタイム労働をしていない者や定年退職者等に対して、調査員業務の内容等を訴求する広報を実施するとともに、マンション管理会社や経済団体などの業界団体、教育関係機関などに対しては、協力依頼事項を訴求する広報の実施が予定されている⁵⁴。

4. おわりに

国勢調査の担い手の確保に向けて、地方公共団体等からは、民間の調査機関の活用⁵⁵や、若年調査員の確保として学生の活用⁵⁶、域内在住の国家公務員の活用⁵⁷といった声、また、事務負担の軽減策として、調査手法にマイナンバーを活用する⁵⁸といった声が聞かれる。そのほか、回答率向上に向けた取組として、インセンティブの付与⁵⁹といった声もある。

国勢調査は様々な行政資料の基礎となる統計調査であり、かつ民間企業においても活用されていることから、その精度をいかに保つかも重要な課題とされる。その中で、調査員の事務負担を軽減し、省人化しつつ、必要な調査員は確保できるよう、様々な観点から議論を行っていくことが求められる。令和7年調査における各取組の奏功とともに、今後も地方公共団体等の声を踏まえ、抜本的な対策について議論が行われることを期待したい。

（こが まさし）

⁵³ 答申8頁

⁵⁴ 総務省統計局統計調査部国勢統計課「令和7年国勢調査の広報・協力依頼の主なポイント（案）」（令和7年国勢調査有識者会議（第4回）（令6.3.15）配付資料）4頁

⁵⁵ 舟岡史雄「変革の時期を迎えた公的統計調査」『新情報』108巻（令2.12）45頁

⁵⁶ 島根県では、統計調査員確保対策の一環として、島根県立大学・浜田市と連携し、前回調査において、学生調査員育成事業を実施した。当該事業は、島根県立大学のカリキュラムとして実施され、統計に関する講義のほか、調査員としての活動も単位取得に必要な時間数としてカウントするなどの取組が行われた（島根県ウェブサイト〈https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/toukei/hukyu/gakusei_chousain.html〉）。

⁵⁷ 島根県「統計調査員に関する市町村実態調査（結果の詳細）」（令和6年6月26日公表）2頁〈<https://www3.pref.shimane.jp/houdou/uploads/161658/143219/f95c09e04919ba15ce61474671db2c02.pdf>〉

⁵⁸ 総務省統計局「令和2年国勢調査 実施状況報告の概要（地方公共団体）」（令和7年国勢調査有識者会議（第1回）（令3.12.22）配付資料）3頁。なお、マイナンバーの活用について、総務省統計局が令和2年12月に実施したアンケートによると、国勢調査の調査票で家族全員のマイナンバーを記入することについて尋ねたところ、「マイナンバーを記入したくない」（29.7%）と「どちらかといえばマイナンバーを記入したくない」（28.9%）を合わせると58.6%に達し、約6割の人が抵抗感を感じている結果となった（阿向泰二郎「国勢調査の調査方法」『統計』（日本統計協会、第72巻第6号（令3.6））22頁）。

⁵⁹ 茨城県は、回答率向上に向けた取組として、国に対し、マイナポイント付与の提案を行ったところ（内閣府「令和6年度第8回国家戦略特区ワーキンググループヒアリング（議事要旨）」（令6.4.19）5頁 服部茨城県政策企画部統計課長発言）、総務省からは、「現時点で、マイナポイントの付与という話になりますと、一部の方に対してのみ優先的な何かというものは、（中略）全数調査という中でそういった形のものをするのはなかなか難しいかなと考えております。」と、公平性の観点から難しい旨の回答がされている（内閣府「令和6年度第32回国家戦略特区ワーキンググループヒアリング（議事録）」（令6.9.25）11頁 中村総務省統計局統計調査部国勢統計課長発言）。